

注意事項

1 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること尚、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の処置を受けている期間中の者でないこと
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 第5号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の（ア）又は（イ）に該当する二者の場合。ただし、（ア）については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、（イ）について子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する更正会手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係にある場合

次の（ア）又は（イ）に該当する二者の場合。ただし、（ア）については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、その他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

2 競争参加者として認めない者

- (1) 都道府県警から暴力団関係者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者の参加は認めない。
- (2) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警から暴力団関係業者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

3 郵便入札受領期限

- (1) **令和8年3月23日（月） 17時迄に、本官の手元に届いたものに限り有効とする。**
- (2) 郵送等による入札は、事前に契約担当者の事前承認を受けるものとする。
- (3) 入札書を送付する場合は、件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印し、これと**資格審査結果の写しを「公告番号・入札書在中」と表記した封筒に封緘したもの**に限り有効とする。
- (4) この際、到着の有無を応札者の責において確認するものとする。

4 保証金等

入札保証金及び契約保証金：免除

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10の金額を違約金として徴収する。

5 落札決定方法

- (1) 総価（単価×予定数量）にて決定する。
ただし、消費税相当額を含まない金額とします。入札書及び内訳書は、税抜きの金額を記載すること。
- (2) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。ただし、同額の入札がある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

6 入札の無効

- (1) 第1項に示す競争入札に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札者、氏名及び押印が不鮮明なもの並びに入札金額が訂正されているもの。又押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名・連絡先が記載されていないもの。
- (3) 入札書に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」の記載のない入札
- (4) 入札書に「公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承認の上、入札見積いたします。」の記載のない入札
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札

7 契約書の作成

- (1) 落札者が、分任契約担当官（以下、本官とする。）から交付された契約書案に記名押印して本官に提出し、本官が記名押印して契約締結とする。
- (2) 契約金額は、落札金額に消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数は、端数を切り捨てた金額）とする。
- (3) 適用を予定する契約条項は、駐屯地用標準契約書役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、保有個人情報等の保護に関する特約条項及び単価契約に関する特約条項とする。

8 その他

- (1) 入札日時に遅れた者の入札は認めません。但し、正当な理由であると官側が認めた場合に限り、再度入札以降の参加が可能
- (2) **入札参加者は、資格審査結果通知書（写）を入札開始までに直接又はFAX等により提出すること。**
※ 令和7・8・9年度の競争参加資格を申請中の場合は、申請中であることを証明できる書類を用意すること。
- (3) 代表権のない者の入札は無効とする。尚代理人による入札の場合は、入札前に委任状を提出すること。委任を受けた者は、使用印を委任状に登録すると共に入札当日必ず持参すること。また押印を省略する場合、責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載し提出すること。
- (4) 電報、電話、FAX等による入札は認めない。
- (5) 「入札心得等」については、自衛隊仙台病院 会計課事務室等で掲示
- (6) 再度入札については、郵便入札者がいる場合においては3月27日（金）に実施する。郵便入札者がいない場合、その場で実施するので入札書の予備を持参すること。
- (7) その他、入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒983-8580

宮城県仙台市宮城野区南目館1番1号

自衛隊仙台病院 会計課

電 話：022-231-1111

FAX：022-231-3885

担 当：大関（内線5216）

- (9) 仕様書に関する問い合わせ先

担 当：角田（内線5262）